

入札保証金について

☆入札保証金の額は、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上とします。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札するときに保証金が納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

※見積る契約金額とは、消費税を含む金額です。

納付書による方法

(納付方法)

- ① 第 7 号様式の入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和 8 年 7 月 3 日 (金) 午前 10 時までに当課へ提出する。(FAX で送信する場合は、電話で当課に電話で受信確認を行うこと。また、後日原本を提出のこと。)
- ② 納付書は、申請から最短で翌日 (土日、休日の場合はその翌日) の発行となる。発行されたら入札参加者又はその法人の担当者へ当課から連絡するので、当課まで受取りに来ること。
- ③ 納付書に記載されている金融機関で入札保証金を納める。
- ④ 納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ⑤ 入札前までに宮古事務所総務課担当者へ受領書の写しを提出する。

(入札保証金の還付)

- ① 落札しなかった場合は、第 9 号様式の入札保証金還付請求書を宮古事務所総務課へ提出すること。
- ② 落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約保証金として契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上を契約締結前に納付する必要がある。

沖縄県宮古事務所総務課 砂川、 甲斐 Tel:0980-72-2551 Fax:0980-73-0096
